

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年4月1日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第8号

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水
条例施行規程の一部を改正する規程

千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程（平成29年大阪広域水道企業団管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章—第3章（略）	第1章—第3章（略）
第4章 <u>料金等</u> （第22条—第26条）	第4章 <u>料金、使用料、加入金等</u> （第22条—第26条）
第5章・第6章（略）	第5章・第6章（略）
附則	附則
（届出義務者）	（届出義務者）
第3条（略）	第3条（略）
（1）・（2）（略）	（1）・（2）（略）
<u>（3）～（10）</u> （略）	<u>（3） 給水装置の用途を変更するとき 使用者</u>
第4章 <u>料金等</u>	第4章 <u>料金、使用料、加入金等</u>
<u>（料金）</u>	<u>（料金及び使用料の計算方法）</u>
第22条 <u>条例第26条第1項の料金の計算において、金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</u>	第22条 <u>条例第26条第1項の料金及び同条第2項の使用料は、条例別表第1第13項に定めるところにより算定した額と条例別表第2第6項に定める額を合算した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u>

(使用水量の端数処理)

第24条 (略)

2 (略)

3 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、計量をした日の属する月分の端数を切り上げるものとする。

(特別な場合における料金の算定)

第25条の2 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの基本料金は、次に定めるところによる。

(1) 使用日数が15日以内の月に係る基本料金は、条例第26条第1項に定める基本料金の2分の1の額とする。

(2) 使用日数が15日を超える月に係る基本料金は、1月として算定した額とする。

2 条例第26条第4項に規定する用途の適用基準は、次のとおりとする。

用途	適用基準
一般用	住宅及びこれに準ずるものの用に供するもの
業務用	一般用、臨時用の用途以外の用に供するもの
臨時用	工事その他で臨時の用に供するもの

(使用水量の端数処理)

第24条 (略)

2 (略)

3 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、前月分の端数を切り上げるものとする。

(特別な場合における料金及び使用料の算定)

第25条の2 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金は、次に定めるところにより算定する。

(1) 使用日数が15日以内のものの基本料金は、条例第26条第1項に定める基本料金の2分の1の額、従量料金は、同項に定める従量料金に水量区分を設けるものについてはその水量区分の水量を2分の1として算定する。

(2) 前号の場合を除き、使用期間が定例日から定例日の属する月の末日までの期間を超えないときは、1月として算定した額とする。

(3) 使用期間が前号の規定による期間を超えるときは、1月の料金に前2号のいずれかを加算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時用を適用する場合にあっては、前項中「使用期間」とあるのは「使用日数」と、「定例日から定例日の属する月の末日までの期

間」とあるのは「30日」と読み替えるものとする。

3 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の用途により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の用途による。

2 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

4 条例第30条第1項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの使用料は、その使用日数の多い方の口径により算定する。ただし、使用日数が等しいときは、変更後の口径による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めて計量する使用水量をもって算定する料金及び当該計量に係る使用料（施行日前から継続して給水をしている場合に限る。）については、この規程による改正後の千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。